

東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める意見書（案）

平成23年3月11日に発生した未曾有の大災害であった東日本大震災から5年を経過する今、震災からの復興も進捗しているように見受けられるが、未だ当村内の原子力事業所を取り巻く環境は混沌とした状況が続いている。

国は、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、原子力発電所の再稼働を進めるとしている。

一方、当村に立地する日本原子力発電(株)東海第二発電所は、平成26年5月に新規制基準への適合性確認審査を原子力規制委員会に申請したものの、審査の遅れにより安全対策工事が本格化せず、住民不安が払しょく出来ない状況が続いている。加えて、東海第二発電所に直接的・間接的に関わりを持つ多くの業種で影響が出ており、経営的に大変厳しい状況にある。

東海村は、原子力の発祥の地として国の原子力政策を下支えし、原子力とともに発展し共存共栄してきた村である。東海第二発電所の今後の方向性については、先に述べた原子力規制委員会の審査が遅れていることにより、発電所の安全対策工事が本格化しないため議論が先に進まない状況となっている。

よって、今後の当村の進むべき方向性を見出す議論を進展させるためにも、東海第二発電所の安全審査を早急に進めることを強く国に要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月24日



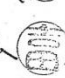
茨城県東海村議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様	
経済産業大臣	林 幹雄 様	
環境大臣・内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）	丸川 珠代 様	
原子力規制委員会委員長	田中 俊一 様	
原子力規制庁長官	清水 康弘 様	

発議第1号

平成28年3月24日

東海村議会
議長 舛井 文夫 様

提出者 東海村議会議員 大内 則夫 
賛成者 東海村議会議員 越前 辰成 
賛成者 東海村議会議員 吉田 亮光 

東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条並びに東海村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

東日本大震災から5年を経過する中、国の審査の遅れは、本村における安全対策を更に停滞させることになり、本村の方向性について議論の停滞を招くことから、国は早急に東海第二発電所の安全審査を進めるべきである。